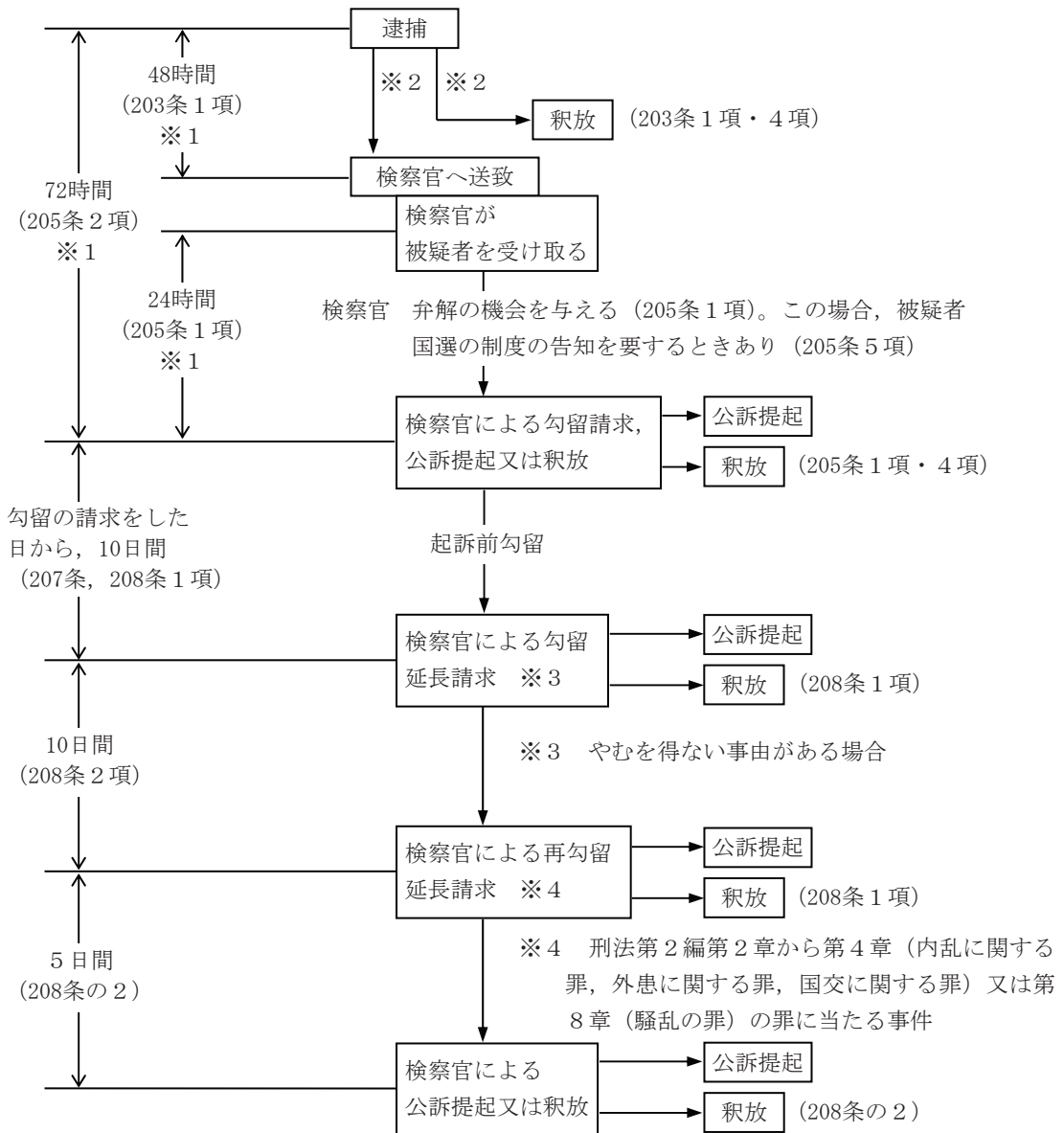


(図表) 司法警察員による逮捕～勾留 (司法警察員, 検察官側からのもの)



※1 やむを得ない事情によって時間制限に従うことができなかったときは, 検察官は, 裁判官にその事由を疎明して, 被疑者の勾留請求ができる。しかし, 裁判官は, その遅延がやむを得ない事由に基く正当なものと認める場合でなければ, 勾留状を発することができない (206条)。

※2 司法警察員 犯罪事実の要旨及び弁護人選任権の告知 (203条1項)。ただし, 被疑者に弁護人の有無を尋ね, 弁護人があるときは, 不要 (203条2項)。
 弁解の機会を与える (203条1項)。
 37条の2第1項に規定する事件の場合, 弁護人選任権告知に当たり被疑者国選の制度の告知を要する (203条3項)。